

役員及び評議員の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人高知学園（以下「学園」という。）の寄附行為第58条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事長を除く寄附行為第8条に規定する理事及び寄附行為第23条に規定する監事をいう。ただし、学園の職員（本部長、学長、校長及び園長を含む。）として給与規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）を除く。
- (2) 常勤理事長とは、理事長のうち、学園を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤理事長とは、前号以外の理事長をいう。
- (4) 常勤役員とは、役員のうち、学園を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、前号以外の役員をいう。
- (6) 評議員とは、寄附行為第32条に規定する評議員をいう。ただし、職員を除く。

(理事長及び常勤役員の報酬等)

第3条 理事長及び常勤役員の報酬月額は、次のとおりとする。

- (1) 常勤理事長 600,000 円
- (2) 非常勤理事長 300,000 円
- (3) 常勤役員 250,000 円

- 2 常勤理事長には、職員の例により期末特別手当を支給する。期末特別手当の支給月数は、職員の期末勤勉手当の支給月数とする。
- 3 非常勤理事長及び常勤役員には、期末特別手当を支給しない。
- 4 常勤理事長には、役職手当として月額 100,000 円を支給する。
- 5 非常勤理事長及び常勤役員には、役職手当を支給しない。
- 6 常勤理事長及び常勤役員には、職員の例により通勤手当を支給する。
- 7 非常勤理事長には、通勤手当を支給しない。
- 8 常勤理事長には、職員の例により退職手当を支給する。
- 9 非常勤理事長及び常勤役員には、在任1年につき 100,000 円を退職手当として支給する。在任年数は1年を単位とし、端数は1年に切り上げる。
- 10 理事長及び常勤役員の報酬等の支給日は、職員の例による。

(非常勤役員及び評議員の報酬等)

第4条 非常勤役員及び評議員の報酬は、別表のとおりとする。

- 2 非常勤役員及び評議員には、期末特別手当、通勤手当及び退職手当を支給しない。

(旅費)

第5条 理事長並びに役員及び評議員の旅費は、旅費規程の適用を受ける職員の例による。

別表

非常勤役員及び評議員の報酬額

理事	理事会等の会議に出席（定例会議）	1日1万5千円
	その他の法人業務（臨時会議を含む）	半日5千円
監事	理事会等の会議に出席（定例会議）	1日1万5千円
	その他の法人業務（臨時会議を含む）	半日5千円
評議員	評議員会等の会議に出席（定例会議）	1日1万5千円
	その他の法人業務（臨時会議を含む）	半日5千円

附 則（平成30年8月30日第2回理事会議決）
（施行期日）

1 この規程は、平成30年9月1日から施行する。

（規程の廃止）

2 役員等の給与及び旅費に関する規程（平成22年4月1日施行）は廃止する。

附 則（令和7年6月18日第3回理事会議決）

この規程の一部改正は、令和7年6月18日から施行する。

附 則（令和8年3月23日第13回理事会議決）

（施行期日）

1 この規程の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。

（規定の適用）

2 第3条第4項の規定は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用しない。